

菊陽町障がい者活躍推進計画

機関名	菊陽町
任命権者	菊陽町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
菊陽町における障がい者雇用に関する課題	菊陽町においては、採用・定着状況ともに概ね順調と考えている。令和元年6月1日時点では法定雇用率を達成しているが、障がい者である職員の活躍のためには、継続して雇用率を達成していく必要がある。
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】 障がい者雇用率を、当該年6月1日時点の法定雇用率以上とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。</p>
② 定着に関する目標	障がいの種類や程度に見合った業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ・障がい者である職員の相談窓口を設置する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる業務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備 ・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講ずるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。